証券コード　3372
平成28年６月９日

株主のみなさまへ

大阪市西区北堀江二丁目３番３号
株式会社関門海
代表取締役社長　田中　正

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月24日（金曜日）午前11時

２．場　　所　大阪市住吉区住吉二丁目９番89号
住吉大社吉祥殿１階「明石の間」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第28期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第28期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役４名選任の件

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
・資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
・株主総会参考書類、事業報告及び連結計算書類並びに計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kanmonkai.co.jp/）に掲載させていただきます。

【お知らせ】
第28期定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による金融政策や経済対策により企業収益や雇用環境に改善がみられ、景気は緩やかな回復傾向にある反面、新興国経済の減速や年明け以降の急激な円安修正などにより、企業を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況で推移しております。

外食産業におきましては、雇用環境が改善傾向にある事により、人員不足も深刻化しておりますが、当社においては、従業員満足度アンケートの分析や、給与等の処遇の見直し、労働環境の改善等、従業員満足度の向上に努めた結果、今後の店舗運営においても問題の無い状況となっております。

このような状況のもと、当連結会計年度は、「玄品ふぐ」事業への原点回帰を柱とした第二次中期経営計画「成長計画」の達成に向け取り組んでまいりました。引き続き、収益体質の更なる確立を図るべく、接客サービスを中心とした店舗現場力の強化、新商品開発・徹底した品質の向上等、事業全般の収益力強化を行いました。特に、「徹底した人材育成」、「徹底した情報発信」、「新商品開発の継続」を３本柱として、社員だけではなくパート・アルバイトを含めた全従業員を対象として社内のみではなく外部機関も活用した階層別研修の実施、従業員の商品知識や品質管理能力の向上を図る研修や店舗改善指導の実施、季節ごとの期間限定コースメニューの開発や天然ふぐ、白子などの高付加価値メニューによる価値ある美味しさの追求を行う等、様々な施策を実施してまいりました。

主力事業であるとらふぐ料理店「玄品ふぐ」につきましては、主に閑散期の新規顧客の開拓を中心とした法人営業をはじめ、中国・韓国や東南アジア等、海外からの訪日外国人の大幅増によるインバウンド消費拡大により、売上高は増加し

ました。また昨年来好評を得ておりました季節ごとの期間限定メニューである「春霞膳」「夏安居」「秋津膳」「冬安居」をリニューアルによるグレードアップしての販売や心地良いおもてなしによりリピーターの増加を図りました。その他にも、毎月19日を「厄除けの日」、29日を「福（ふぐ）の日」とし、ご来店頂いたお客様へお贈りする「厄除けゆびき」や「福土産」を実施し、お客様がまた来たいと思える店創りに努めました。また、昨年度「玄品ふぐ」エリアフランチャイズ店舗の募集を本格的に再開した結果、全てのエリアにおいてエリアフランチャイザーとの契約が完了し、昨年度の、中国地方初の「玄品ふぐ　廣島八丁堀の関」に続き、平成27年９月には甲信越地方初の「玄品ふぐ　山梨甲府の関」、平成28年２月には「玄品ふぐ　名古屋錦本町の関」がオープンし翌期以降の売上高伸長への足固めを行うことができました。

以上の結果、当連結会計年度末における直営店舗数は、小型店舗の見直しを行ったこと等により前連結会計年度末から６店舗減少し41店舗（関東地区27店舗、関西地区12店舗、その他２店舗）となり、当連結会計年度の売上高は3,246百万円（前連結会計年度比1.4％増）となりました。また、フランチャイズ店舗数は、前連結会計年度末から１店舗増加し42店舗（関東地区17店舗、関西地区25店舗）となり、フランチャイズ事業に関連する当連結会計年度の売上高は、とらふぐ等の食材販売、ロイヤリティ等により592百万円（同比1.9％増）となり、フランチャイズ店舗における店舗末端売上高は1,650百万円（同比0.6％減）となっております。

「玄品ふぐ」以外のその他の店舗につきましては、連結子会社である株式会社関門福楽館が運営を行っている「壇之浦パーキングエリア」においては、原点回帰の方針から今後の成長が見込めない為、平成28年３月で契約期間満了により運営を終了いたしました。一方でとらふぐ以外に、かにも販売しております、ふぐ・かに業態の売上高は好調に推移しました。その他の外食店舗の店舗数等は前連結会計年度末から変わらず12店舗、当連結会計年度の売上高は、1,368百万円（同比2.4％増）となり前連結会計年度を上回りました。

その結果、直営店舗及びフランチャイズ店舗を合わせた当連結会計年度末における店舗数は、前連結会計年度末から５店舗減少し95店舗となり、当連結会計年度の売上高は5,207百万円（同比1.7％増）、また、繁忙期でのとらふぐ価格の上

昇を見越しあらかじめ安価でとらふぐを一括仕入れすること等により原価率の低減を図ったものの、とらふぐ相場の予想以上の高騰や新たな季節メニューの上質化による原価率の上昇を吸収しきれなかったこと、販売費及び一般管理費においては、翌期以降のエリアフランチャイズの拡大に向けたフランチャイズ加盟開発経費等の増加や営業強化を目的とした部署新設等の本部機能充実を図ったことによる人件費等の増加等により、営業利益は164百万円（同比18.1％減）、経常利益は87百万円（同比36.8％減）となりました。特別損失として、当連結会計年度に「玄品ふぐ」及び「壇之浦パーキングエリア」店舗等の閉鎖に係る店舗閉鎖損失20百万円、不採算店舗の減損損失19百万円等を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は19百万円（同比54.8％減）となりました。

②　設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は153百万円であります。その主なものは、既存店舗の改装・改修、並びにＰＯＳ販売管理システムの導入等であります。

③　資金調達の状況

当連結会計年度において、食材仕入に充当するため、金融機関からの短期借入により200百万円を調達いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区　　分	第25期 (平成25年３月期)	第26期 (平成26年３月期)	第27期 (平成27年３月期)	第28期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売上高	5,624,247	5,275,966	5,118,883	5,207,735
経常利益	57,727	59,502	138,631	87,594
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)（円）	15,539	△40,654	42,162	19,051
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	1.77	△4.37	4.39	1.92
総資産	4,665,286	4,302,608	4,248,180	4,056,865
純資産	253,283	189,075	327,584	347,602
１株当たり純資産額(円)	24.12	19.75	33.07	34.99

(注)１．１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

２．当社は、平成25年10月１日付で株式１株につき100株の株式分割を行っております。なお、過年度に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社関門福楽館	30百万円	100.0%	事業停止中
株式会社だいもん	85百万円	100.0%	事業停止中

(注)１.株式会社関門福楽館は、壇之浦パーキングエリア内の商業施設を運営しておりましたが、契約期間満了のため平成28年３月31日をもって当該施設の運営を終了しております。

２.当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① 主力業態である「玄品ふぐ」の業態競争力の向上

「玄品ふぐ」の店舗運営強化、新商品の開発および品質の向上、店舗設備改装の継続、新たな閑散期対策、インバウンド需要の取込強化、フランチャイズの全国拡大等より業態競争力の向上を図り、強固な収益基盤を確立してまいります。

② 収益体質の確立・向上

当社グループの重視する売上高営業利益率が低い要因としまして、閑散期である夏季の収益性悪化、非効率性等があげられます。高い利益率へと回復するため、まず、今までとは違う新たな閑散期需要の開拓を行うため、新商品の開発及び周知の徹底や海外旅行客の取込強化等、夏季顧客の新規獲得に注力いたします。また、ＰＯＳシステムの導入等により、当社各店舗の特性を的確に捉え、効果の高い施策を実施することにより、売上高の増加を図りつつ、その一方で、本部体制を最適化すること等による本部コストの効率的な使用を徹底することによる適正化等により収益体質の確立・向上を目指します。

③ 財務体質の改善

当社グループは、依然として財務体質は脆弱な状況にあることから、引き続き原点回帰の事業方針のもと、業績の改善、在庫の適正化により営業キャッシュ・フローを確保しつつ、借入条件の検討等を行い財務体質の改善を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

① 「玄品ふぐ」等の専門飲食店の店舗展開、新規開発業態の運営、フランチャイズ本部の運営等

② 暖簾分け店舗や業務提携先への食材販売及びその他の事業

(6) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社　　大阪市西区北堀江二丁目３番３号

東京本部　東京都中央区日本橋茅場町一丁目９番２号　稲村ビル９階

② 主要な子会社の事業所

株式会社関門福楽館	本社	大阪市西区
株式会社だいもん	本社	神奈川県小田原市

③ 当社グループ店舗

＜直営店舗＞

東日本地区店舗		西日本地区店舗	
都道府県名	店舗数（店）	都道府県名	店舗数（店）
東日本地区	33	西日本地区	20
北海道	1	三重県	1
東京都	20	大阪府	17
神奈川県	5	兵庫県	2
千葉県	3		
埼玉県	4		

＜フランチャイズ店舗＞

東日本地区店舗		西日本地区店舗	
都道府県名	店舗数（店）	都道府県名	店舗数（店）
東日本地区	17	西日本地区	25
東京都	10	愛知県	2
神奈川県	6	大阪府	18
山梨県	1	兵庫県	2
		京都府	2
		広島県	1

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

155名

（注）使用人数にはパート社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
146名	5名増	39.7歳	5.0年

（注）使用人数にはパート社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	935,234千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	766,631千円
株式会社みずほ銀行	387,665千円
株式会社紀陽銀行	286,849千円
株式会社三井住友銀行	252,947千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数 24,000,000株

② 発行済株式の総数 9,906,833株

（自己株式302,067株を除く）

③ 株主数 5,892名

④ 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社椿台	3,046,600株	30.75%
サントリー酒類株式会社	1,476,000株	14.90%
KGI ASIA LIMITED－ D&W INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED	1,007,400株	10.17%
株式会社G・C	503,700株	5.08%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	150,000株	1.51%
日本証券金融株式会社	144,600株	1.46%
関門海福株会	69,200株	0.70%
株式会社SBI証券	67,200株	0.68%
松井証券株式会社	54,300株	0.55%
山口旺子	51,950株	0.52%
山口晴緒	51,950株	0.52%

(注) 1．当社は自己株式302,067株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。

2．持株比率は、自己株式（302,067株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年３月31日現在）

発行決議の日		平成27年４月22日
新株予約権の数		3,200個
目的となる株式の数		普通株式　320,000株
新株予約権の発行価額（１個当たり）		170円
行使価額（１株当たり）		171円
権利行使期間		自　平成27年５月９日 至　平成35年５月８日
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　3,200個 目的となる株式数　320,000株 保有者数　３名
	社外取締役	－名
	監査役	－名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議の日		平成27年４月22日
新株予約権の数		2,590個
目的となる株式の数		普通株式　259,000株
新株予約権の発行価額（１個当たり）		170円
行使価額（１株当たり）		171円
権利行使期間		自　平成27年５月９日 至　平成35年５月８日
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　2,590個 目的となる株式数　259,000株 交付者数　４名

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中　正	㈱だいもん代表取締役社長 ㈱関門福楽館代表取締役社長
取締役	大村美智也	商品・営業統括本部長 ㈱関門福楽館取締役 ㈱だいもん取締役
取締役	本多正嗣	調達物流本部長 総料理長
取締役	松嶋　弘	㈱子午線専務取締役 ㈱食の創造相談役
常勤監査役	阿井公宗	
監査役	近藤行弘	弁護士 近藤行弘綜合法律事務所代表
監査役	小田利昭	公認会計士 公認会計士小田事務所代表 清稜監査法人代表社員

(注) 1．取締役松嶋弘氏は社外取締役であります。なお、同氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2．監査役近藤行弘氏、監査役小田利昭氏は社外監査役であります。なお、両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．監査役小田利昭氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	４名 （１名）	21,415千円 (3,600千円)
監査役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	6,960千円 (2,700千円)
合計 （うち社外役員）	７名 （３名）	28,375千円 (6,300千円)

(注) 1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬限度額は、平成11年１月20日開催の第10期定時株主総会において年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成16年11月29日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
4．取締役のストック・オプションの報酬限度額は、平成20年２月28日開催の第19期定時株主総会において、年額60,000千円以内（うち社外取締役は年額3,000千円以内）と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

1）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役松嶋弘氏は、㈱子午線の専務取締役及び㈱食の創造の相談役を兼職しております。なお、当社と㈱子午線及び㈱食の創造との間には、開示すべき関係はありません。

監査役近藤行弘氏は、近藤行弘綜合法律事務所の代表を兼職しております。なお、当社と近藤行弘綜合法律事務所との間には、開示すべき関係はありません。

監査役小田利昭氏は、公認会計士小田事務所の代表及び清稜監査法人の代表社員を兼職しております。なお、当社と公認会計士小田事務所及び清稜監査法人との間には、開示すべき関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	松　嶋　　弘	取締役会における審議、報告に際して、パーキングエリア運営並びに料理研究家としての高い見識と幅広い経験から発言を行っております。平成27年６月23日就任以降に開催の取締役会15回中12回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
監　査　役	近　藤　行　弘	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。当該事業年度開催の取締役会20回中20回、監査役会13回中13回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
監　査　役	小　田　利　昭	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。当該事業年度開催の取締役会20回中19回、監査役会13回中12回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人やまぶき

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,650千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	13,650千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は、以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

当社及び子会社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令順守はもちろんのこと、当社及び子会社におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努める。

当社代表取締役はコンプライアンス担当役員及び内部監査人を任命し、内部監査人は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき文書化又は電磁的媒体に記録し、整理・保存する。その他社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び監査法人等が閲覧・謄写可能な状況にて管理を行う。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社代表取締役は、当社及び子会社におけるリスク管理に関する統括責任者を任命し、各部署担当取締役とともに業務に付随するリスク管理を行う。各部署においては、内在するリスクの把握、分析、評価を行ったうえ、業務マニュアルを作成しリスクマネジメントを行う。

内部監査人は、各部署ごとのリスク管理状況を監査し、結果を取締役会等で報告をする。新たなリスクが生じた場合に備え、予めリスク管理統括責任者を中心に必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるための各部署間の連携体制を構築しておく。

④　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会を毎月１回定時に開催する他、適宜臨時に開催する。全社的な目標を定め共有し、各取締役は、当該目標達成に向けて各部署における効率的な達成方法を定めるものとする。運営の結果については、定時の取締役会で報告、検証、分析され、全社的な業務効率化を図っていく。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、グループ全体の内部統制部署を定めるとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達並びに子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人と取締役からの独立性に関する事項

現在、当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて監査役と協議の上、同使用人を配置することができるものとする。この場合、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定等については、監査役の同意を得たうえで決定するものとし、独立性を確保する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役又は使用人は、監査役に対して当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況等につき速やかに報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることのできる体制を構築する。

⑧　財務報告の適正性を確保するための体制

当社及び当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令・諸規則等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備し、継続的に改善する。

⑨　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

(1) 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しています。当事業年度において取締役会を20回開催し、各議案について審議、業務執行状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、部門長以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も12回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

(2) 監査役の職務執行

監査役は当該事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査人との間で定期的に意見交換を行うことで、取締役の執行業務の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 当社子会社における業務の適正の確保

当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことでその営業活動及び決裁権限などを把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

(4) 反社会的勢力排除

取引先との契約書等に反社会勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会性勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元として積極的に配当を実施する方針ですが、財務体質の強化を最優先とすることが適切な経営判断であると考え、十分な内部留保が確保できるまでは無配とさせていただく予定であります。

(注) 1．本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

2．記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
【流動資産】	**【2,545,777】**	**【流動負債】**	**【3,591,866】**
現金及び預金	697,971	買掛金	121,546
売掛金	157,388	短期借入金	1,260,584
商品及び製品	1,518,181	1年内返済予定の長期借入金	1,837,218
原材料及び貯蔵品	16,189	未払金	206,910
繰延税金資産	54,679	未払法人税等	43,606
その他	111,018	未払消費税等	47,823
貸倒引当金	△9,651	賞与引当金	32,000
【固定資産】	**【1,511,087】**	その他	42,176
（有形固定資産）	**(749,390)**	**【固定負債】**	**【117,396】**
建物及び構築物	643,790	長期借入金	19,490
機械装置及び運搬具	19,404	その他	97,906
その他	86,195	**負債合計**	**3,709,263**
（無形固定資産）	**(43,760)**	**純資産の部**	
その他	43,760	**【株主資本】**	**【346,617】**
（投資その他の資産）	**(717,936)**	**資本金**	**647,711**
投資有価証券	4,150	**資本剰余金**	**756,708**
差入保証金	631,654	**利益剰余金**	**△769,804**
繰延税金資産	67,282	**自己株式**	**△287,998**
その他	28,783	**【新株予約権】**	**【984】**
貸倒引当金	△13,933	**純資産合計**	**347,602**
資産合計	**4,056,865**	**負債・純資産合計**	**4,056,865**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		5,207,735
売上原価		1,671,385
売上総利益		3,536,350
販売費及び一般管理費		3,371,611
営業利益		164,738
営業外収益		
受取利息	149	
受取地代家賃	12,156	
受取和解金	1,600	
その他	1,036	14,942
営業外費用		
支払利息	64,329	
その他	27,757	92,086
経常利益		87,594
特別損失		
固定資産除却損	12	
固定資産売却損	9,313	
店舗閉鎖損失	20,220	
減損損失	19,174	48,720
税金等調整前当期純利益		38,873
法人税、住民税及び事業税	34,132	
法人税等調整額	△14,310	19,821
当期純利益		19,051
親会社株主に帰属する当期純利益		19,051

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日　期首残高	647,711	756,708	△788,856	△287,980	327,584
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			19,051		19,051
自己株式の取得				△18	△18
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	19,051	△18	19,033
平成28年３月31日　期末残高	647,711	756,708	△769,804	△287,998	346,617

	新株予約権	純資産合計
平成27年４月１日　期首残高	－	327,584
連結会計年度中の変動額		
親会社株主に帰属する当期純利益		19,051
自己株式の取得		△18
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	984	984
連結会計年度中の変動額合計	984	20,017
平成28年３月31日　期末残高	984	347,602

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　２社

連結子会社の名称　　㈱関門福楽館

㈱だいもん

２．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

３．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品及び製品　　主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料及び貯蔵品　　主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長５年）によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-２項(4)、連結会計基準第44-５項(4)及び事業分離等会計基準第57-４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　2,232,790千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,208,900株	－株	－株	10,208,900株

2．自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	302,000株	67株	－株	302,067株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り67株による増加分であります。

3．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

4．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　579,000株

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入又は新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引については、外貨建取引に係る為替変動リスクを回避する目的に利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び出店等に伴う差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式のみを保有する方針であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財政状態等の把握のための情報収集に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を行う方針であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されているため、主に固定金利により資金調達を行う方針であります。

デリバティブ取引の実行及び管理は、「デリバティブ取引内規」に従い経営支援部が行っており、また、この内規において、取引権限の限度及び取引限度額等については取締役会の決議で決定する旨が明示されており、当初の予測範囲外のリスクや損失が発生した場合には、経営支援部長が直ちに取締役会に報告することとなっております。

なお、現在当社グループでは、デリバティブ取引は行っておりません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注）２．参照）また、重要性が乏しいものについては省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	697,971	697,971	－
(2) 売掛金	157,388	157,388	－
(3) 差入保証金	30,487	29,444	△1,042
資産計	885,847	884,804	△1,042
(1) 買掛金	121,546	121,546	－
(2) 短期借入金	1,260,584	1,260,584	－
(3) 未払金	206,910	206,910	－
(4) 長期借入金（※）	1,856,708	1,863,441	6,733
負債計	3,445,749	3,452,483	6,733

（※）長期借入金には、１年以内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

時価は、将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金並びに(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様に新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,150
差入保証金	601,167

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから含めておりません。また、差入保証金のうち、返還予定日が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「資産(3) 差入保証金」には含めておりません。

（注）３．金銭債権及び有価証券のうち満期のあるものの連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	697,971	－	－	－
売掛金	157,388	－	－	－
差入保証金	10,629	19,857	－	－

（注）４．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	1,837,218	4,404	4,404	4,404	4,404	1,874

減損損失に関する注記

減損損失を認識したグループ

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
大阪府1店舗	店舗	建物及び構築物	16,607
		その他	2,567
合計			19,174

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に直営店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性の低下した直営店舗のうち、帳簿価額を将来にわたり回収する可能性がないと判断した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しました。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定価額又はそれに準ずる方法により算定しています。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　34円99銭

２．１株当たり当期純利益　1円92銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
【流動資産】	**【2,583,583】**	**【流動負債】**	**【3,659,802】**
現金及び預金	675,474	買掛金	85,258
売掛金	150,767	短期借入金	1,260,584
商品及び製品	1,518,181	1年内返済予定の長期借入金	1,678,954
原材料及び貯蔵品	16,189	リース債務	15,184
前払費用	59,152	未払金	176,335
繰延税金資産	54,679	設備未払金	324
未収入金	87,518	未払費用	4,715
その他	33,783	未払法人税等	43,133
貸倒引当金	△12,164	未払消費税等	41,553
【固定資産】	**【1,522,322】**	預り金	8,932
(有形固定資産)	**(749,390)**	前受収益	10,381
建物	633,054	賞与引当金	32,000
構築物	10,736	関係会社整理損失引当金	123,891
機械及び装置	18,889	債務保証損失引当金	177,754
車両運搬具	514	その他	799
工具、器具及び備品	86,195	**【固定負債】**	**【97,906】**
(無形固定資産)	**(43,645)**	リース債務	54,410
商標権	2,808	預り保証金	43,496
特許権	840	**負債合計**	**3,757,709**
ソフトウェア	36,805	**純資産の部**	
その他	3,190	**【株主資本】**	**【347,211】**
(投資その他の資産)	**(729,286)**	**資本金**	**647,711**
投資有価証券	4,150	**資本剰余金**	**756,708**
出資金	395	資本準備金	346,596
関係会社長期貸付金	334,800	その他資本剰余金	410,111
長期前払費用	13,912	**利益剰余金**	**△769,210**
差入保証金	538,214	その他利益剰余金	△769,210
繰延税金資産	67,282	繰越利益剰余金	△769,210
その他	14,466	**自己株式**	**△287,998**
貸倒引当金	△243,933	**【新株予約権】**	**【984】**
		純資産合計	**348,196**
資産合計	**4,105,905**	**負債・純資産合計**	**4,105,905**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		4,505,567
売上原価		1,306,086
売上総利益		3,199,481
販売費及び一般管理費		3,025,723
営業利益		173,757
営業外収益		
受取利息	506	
受取地代家賃	11,014	
経営指導料	12,000	
その他	2,498	26,020
営業外費用		
支払利息	60,620	
その他	26,735	87,356
経常利益		112,421
特別利益		
債務保証損失引当金戻入額	11,219	11,219
特別損失		
固定資産除却損	12	
固定資産売却損	2,985	
店舗閉鎖損失	17,720	
減損損失	19,174	
関係会社株式評価損	11,079	
関係会社整理損失引当金繰入額	33,931	84,903
税引前当期純利益		38,737
法人税、住民税及び事業税	32,966	
法人税等調整額	△14,310	18,656
当期純利益		20,081

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成27年４月１日　期首残高	647,711	346,596	410,111	756,708	△789,291	△789,291	△287,980	327,148
事業年度中の変動額								
当期純利益					20,081	20,081		20,081
自己株式の取得							△18	△18
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	20,081	20,081	△18	20,062
平成28年３月31日　期末残高	647,711	346,596	410,111	756,708	△769,210	△769,210	△287,998	347,211

	新株予約権	純資産合計
平成27年４月１日　期首残高	－	327,148
事業年度中の変動額		
当期純利益		20,081
自己株式の取得		△18
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	984	984
事業年度中の変動額合計	984	21,047
平成28年３月31日　期末残高	984	348,196

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

⑵ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品　　主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料及び貯蔵品　　主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長５年）によっております。

⑶ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑷ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 債務保証損失引当金

関係会社等への債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑶ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失負担見込額を計上しております。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　2,232,790千円

２．関係会社に対する金銭債権債務には、区分掲記されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債権　57,531千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業取引による取引高	8,533千円
	営業取引以外の取引高	18,362千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	302,000株	67株	－株	302,067株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り67株による増加分であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	25,194千円
関係会社株式評価損	121,029千円
貸倒引当金	79,656千円
繰越欠損金	84,697千円
債務保証損失引当金	54,769千円
関係会社整理損失引当金	38,173千円
その他	46,395千円
繰延税金資産小計	449,915千円
評価性引当額	△327,954千円
繰延税金資産合計	121,961千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱関門福楽館	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任2名	経営指導料	18,000	―	―
				資金の貸付(注2)	33,600	関係会社短期貸付金	21,600
子会社	㈱だいもん	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任2名	債務保証(注1)	177,754	―	―
				資金の貸付(注2)	17,000	関係会社長期貸付金	334,800

（注）上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。なお、取引条件及び取引条件の決定方針等については以下のとおりであります。

1．債務保証については、銀行から受けた融資に対して保証をしたものであります。

2．子会社に対する貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

3．子会社への債権に対し、合計232,513千円の貸倒引当金及び合計123,891千円の関係会社整理損失引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計33,931千円の関係会社整理損失引当金繰入額を計上しております。

4．子会社への債務保証に対し、合計177,754千円の債務保証損失引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計11,219千円の債務保証損失引当金戻入額を計上しております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　35円05銭

２．１株当たり当期純利益　2円03銭

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月18日

株式会社関門海
　取締役会　御中

監査法人やまぶき

指定社員
業務執行社員　公認会計士　西　岡　朋　晃　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　若　林　準之助　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社関門海の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門海及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月18日

株式会社関門海
　取締役会　御中

監査法人やまぶき

指定社員
業務執行社員　公認会計士　西　岡　朋　晃　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　若　林　準之助　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社関門海の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月25日

株式会社関門海　監査役会

常勤監査役　阿　井　公　宗　㊞

社外監査役　近　藤　行　弘　㊞

社外監査役　小　田　利　昭　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第25条第２項及び第33条第２項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第25条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第25条　（条文省略） 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第25条　（現行どおり） 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（監査役の責任免除） 第33条　（条文省略） 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任免除） 第33条　（現行どおり） 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たなか　ただし 田中　正 (昭和38年3月8日生)	平成10年６月　㈱珈琲館入社 平成14年７月　㈱ネクストジャパン（現Jトラスト㈱）専務取締役 平成18年７月　㈱アンビシャス代表取締役 平成19年３月　㈱カネジ（㈱トドクックへ商号変更）代表取締役社長 平成20年２月　当社取締役 平成22年２月　当社専務取締役グループ営業本部長 平成23年12月　㈱だいもん代表取締役社長（現任） 平成23年12月　当社代表取締役社長（現任） 平成25年６月　㈱関門福楽館代表取締役社長（現任）	28,600株
2	おおむら　みちや 大村　美智也 (昭和41年1月11日生)	昭和60年４月　ふぐ半入店 平成元年５月　当社入社 平成16年６月　当社取締役（現任） 平成19年１月　当社商品管理部長 平成20年２月　当社玄品ふぐ事業部長 平成23年９月　㈱関門福楽館取締役（現任） 平成23年12月　㈱だいもん取締役（現任） 平成23年12月　当社営業本部長 平成27年７月　当社商品･営業統括本部長（現任）	9,900株
3	ほんだ　しょうじ 本多　正嗣 (昭和31年6月1日生)	平成２年９月　ふぐ一開業 平成11年11月　当社入社 平成16年６月　当社監査役 平成18年２月　当社取締役（現任） 平成19年１月　当社商品調達・物流部長 平成23年12月　当社調達物流本部長(現任) 平成26年４月　当社総料理長（現任）	23,900株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4※	まつ　した　よし　ゆき 松　下　義　行 （昭和19年８月28日生）	平成９年３月　大阪府警察　東警察署長 平成10年３月　同第一方面本部長 平成11年３月　同刑事部長 平成13年２月　同警視監　大阪府警察退職 平成13年３月　大阪府警察信用組合理事長 平成13年４月　大阪市入札等監視委員会委員長 同事業見直し委員会委員 平成13年９月　大阪証券取引所上場委員会委員長 平成21年９月　ソーシャル・リスクマネジメント学会理事（現任） 平成22年４月　非破壊検査㈱顧問（現任） 平成26年１月　関西国際大学学長特別補佐、客員教授（現任）	－株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．松下義行氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

４．松下義行氏は長年に亘る大阪府警察においての幅広い経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることを期待して社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、警察組織での幅広い経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

５．当社は、松下義行氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

場　所　大阪市住吉区住吉二丁目９番89号
住吉大社吉祥殿１階「明石の間」

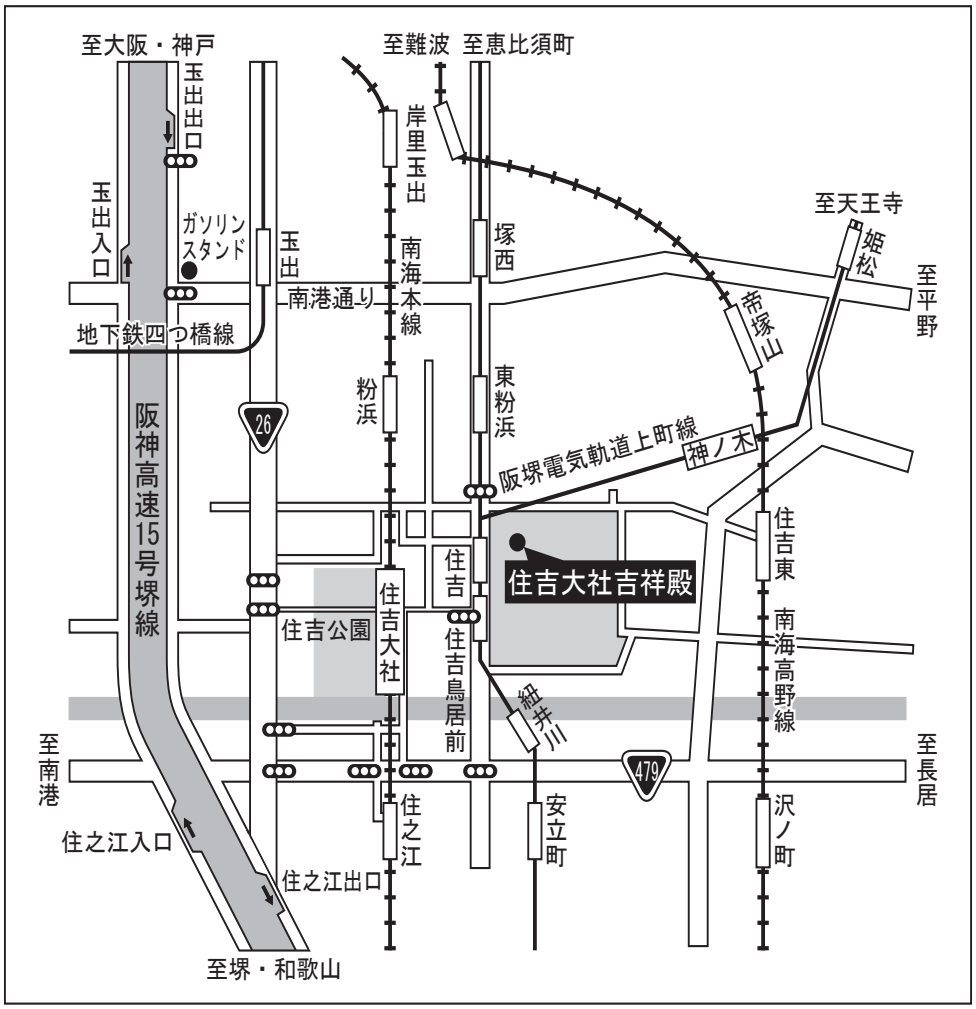

交　通　●南海電鉄　南海本線「住吉大社」駅から東へ徒歩約３分
南海高野線「住吉東」駅から西へ徒歩約５分
※「なんば」駅から「住吉大社」駅・「住吉東」駅まで約10分

●阪堺電気軌道鉄道（路面電車）
阪堺線「住吉」駅から徒歩すぐ
※天王寺・阿倍野方面から「住吉」駅まで約15分